

損害保険業務 (通帳盗難保険)



共栄火災海上保険㈱の損害保険代理店として、損害保険全般を取扱っております。

(一社) 全国信用金庫協会が実施している「**信用金庫通帳盗難保険制度**」は、道内信用金庫を代表して当社が保険申込み・更新等の取りまとめを行うことにより、**保険料が割引適用**されています。

また、「北信協制度保険」(賠償責任保険、インターネットバンキング保険、労働災害総合保険等)を、一部の信用金庫の指定代理店として、代理店業務を実施しております。



通帳盗難等による不正払出などが社会問題化している状況の中、信用金庫および信用金庫顧客の盗難通帳等に対する損害を補償する観点から、本制度保険が創設されました。

制度加入信用金庫が顧客に発行した通帳(証書を含む)が盗取・詐取・横領・喝取

(通帳から現金を引出すよう強要され、その引出された現金を奪われたこと)され、

または紛失し、窓口あるいはATMで不正使用されたことによって顧客および信用金庫が被る損害を補償します。



◆全信協が保険契約者となることで、全国の制度加入金庫により損害率が算出されるため、スケールメリットを活かすことができる。

◆偽造・変造通帳により、ATMを介して不正使用された損害は、特約を付帯することでカバーできる。

(窓口での偽造・変造通帳による不正使用された損害は、基本契約で補償される。)

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談受付

総務課

TEL 011-233-1212

FAX 011-261-1811

株式会社 北海道しんきん情報サービス

hsis@shinkinhs.or.jp

